

## 1. 現行振興開発計画のレビュー

島内の基盤整備は着実に実施され、相応の成果。

しかしながら、地理的、自然的、社会的、歴史的的特殊事情に起因して、依然としていくつかの課題がある。特に、高速交通・通信アクセスが未整備。また、返還後40年を迎える中、保健・医療・福祉の充実、施設の老朽化、防災（津波）対策が課題。

一方、数多くの固有種等、貴重な自然環境の世界自然遺産登録に向け、外来種対策等の環境保全が必要。

## 2. 今後の振興開発の方向

諸島は「我が国の排他的経済水域の約3割を確保」という重要な国家的役割を有している。このため、海洋基本法の「離島の保全」の趣旨に鑑み、定住環境の整備が重要であり、産業の活性化による雇用の確保、生活の安定・利便性向上等に向けて、自然との共生を図りつつ、以下のような取組みを進める必要。

- ・農産物の地産地消、本土の販路拡大
- ・漁獲高安定のための養殖漁業の育成
- ・多様な観光産業の振興（他産業との連携、受け入れ体制の充実）
- ・総合的な防災対策（施設の整備・移転、避難救援体制の充実）
- ・医療福祉サービスの維持向上
- ・通信ネットワークの高度化充実
- ・地理的な位置や固有の自然環境等が有する「地球的」役割をも踏まえ、国際交流、研究機能の充実強化
- ・航空路の開設に関し、貴重な自然環境への影響、費用対効果等を含め、まず地域レベルで十分に検討しつつ、関係者間の円滑な合意形成を図り、これを踏まえて事業化に向けた諸課題について検討していく。

以上のように、地域の諸課題の克服と将来の発展に向け、ハードとソフトを一体とした総合的な施策の展開が必要。そのためには、「地域住民の参画を始めとする地域の主体的な取り組みによる計画と実行を基にして、都や国などの協力」を基本とする法的枠組みを整備し、特別の措置を積極的に講じるべき。

### 3. その他

上記による振興開発を着実に実施するため、適切なフォローの実施が必要であり、諸施策の目的の明確化、定期的評価を行う仕組みを設けるべき。